第4次広川町総合計画(改訂版)【案】パブリックコメントの実施について

【目的】現在策定中の『広川町第4次総合計画(改訂版)』において、政策等の趣旨、目的、 内容等の必要な事項を公表し、それに対して住民の皆様から寄せられた意見および情報を考 慮し、最終的な意思決定をするとともに、意見等の概要およびこれに対する町の考え方等を 公表するために実施するものである。

- ①資料閲覧及び意見募集期間 令和2年10月5日(月)~令和2年11月2日(月)
- ②公表する資料等 「第4次広川町総合計画(改訂版)【案】 基本構想、基本計画

③意見を提出できる人

- ・町内に住所を有する人
- ・町内の事業所または事務所に勤務する人
- ・町内に事務所又は事業所を有する人
- ・町内の学校に在学する人
- ・本町に対して納税義務を有する人

④資料の閲覧場所

資料は、本町ホームページに掲載するほか、下記の場所にて閲覧を受け付ける。

【閲覧場所】

- ・交流センター「いこっと」図書館
- ・広川町役場(玄関フロアー)総合案内窓口
- ·広川町役場(2F)政策調整課
- ※ ホームページ以外の資料の閲覧時間は、平日午前8時30分から午後5時15分とする。 但し、交流センター「いこっと」図書館は、午前10時00分から午後6時00分まで(金曜日は午後7時00分まで)。土曜日、日曜日も閲覧可能とする。

⑤意見の提出方法

下記の方法で提出するものとし、電話・口頭による意見の提出は受け付けない。

① 直接持ち込み(政策調整課) ② 電子メール ③ FAX ④ 郵送 ※意見様式は自由とするが、「パブリックコメント意見様式」をホームページ、図書館、総合 案内窓口、政策調整課に設置する。

⑥周知の方法

①広川町ホームページ ②全戸回覧

⑦回答の方法

寄せられた意見を集約し、策定委員会で調整の上、反映可能な意見は加筆修正を行い、 審議会に報告し、審議していただく。パブリックコメントの結果については、ホームページなど を通じて公表し、個別の回答はしないものする。